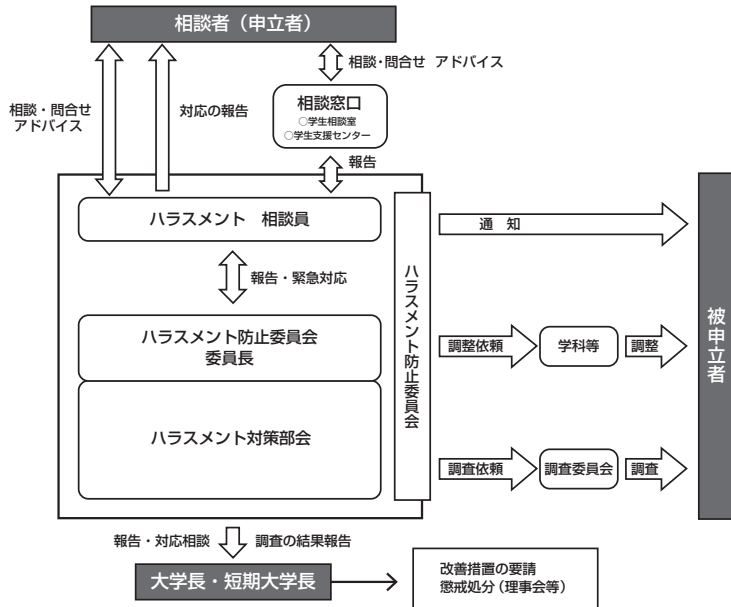


ハラスメント相談の流れ



1. 相談員と相談します

- ・ハラスメント相談員が事実関係について聴きます。匿名でも結構です。
- ・相談員は話を聴いた上で、問題解決の方法についてアドバイスします。
- ・相談員は記録を取り、防止委員会委員長に報告します。
 - *相談員は、正当な理由なく、相談内容を第三者に漏らしません。
 - *学生相談室または学生支援センターに相談することもできます。

2. 問題解決への対応

- ・委員長は、事案の性質及び相談者の意向を踏まえ、どのような手段で問題解決を行うか検討します。
- 通知：被申立者にハラスメントの相談・申し立てがあったことを匿名で通知します。また、申し立てた方を探索、報復しないよう被申立者に警告することもあります。
- 調整：当事者が所属する学科長等に公正な立場での問題解決の調整を要請します。
- 調査：調査委員会を設置し、事案の詳細について申立者、被申立者、関係者に調査を行います。調査期間は、委員会設置後、2ヵ月を目途とします。
 - *調査委員会の設置は、ハラスメント防止委員会での審議が必要です。

3. ハラスメントについて

- 調査委員会の調査結果を学長へ報告します。
- 学長は、報告に基づき、適切な指導・助言、改善措置の要請、懲戒処分を審議する等の措置を行います。